

合併浄化槽等に切りかえる場合の工事費につきましても、この事業の対象となっております。また、この補助金以外の補助制度につきましては、現在のところないものということで理解しております。

○**渋谷佐輔議長** 5番、平 進介議員。

○**5番 平 進介議員** それぞれに丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。ちょっと前置きなどがありまして、再質問できないような時間になってまいりましたので、この幼児教育・保育の無償化につきましては、来年10月からの本格実施ということでありまして、今回の一般質問でも今泉春江議員なども質問されるということでございますので、次回のまた機会ありましたら質問してまいりたいというふうに思いますが、答弁をお聞きしますと、まず定数的には来年の10月からなっても大丈夫だけれども、保育士の確保について課題があるというふうなことでございました。

この間の厚生協会の協議会の中でもお話し申し上げたところですが、沖縄県のある市、うるま市あたりでは、県のほうの保育士有資格を持っている方の名簿等を情報提供いただきながら、そういった保育士の確保をしているというようなことでもございますので、山形県におきましても、そういった市町村連携のもとに、そうした働きかけをしてはいかかなというふうに思ったところでございます。

なお、今後とも国からの情報提供あり次第、保護者の皆さんに丁寧に説明をしていただき、混乱のない無償化に向けていただきたいというふうに思います。

あと、2点目の自治公民館の管理運営等についてであります。コミュニティセンターと自治公民館については、地域づくりの両輪であるということで、文化生涯学習課なり地域づくり推進課とともに連携をとりながら、今後進めていくというふうなお話で、大変ありがたい、当面

はそういった形で進めていくというふうなことでございますので、了解をしたところでございます。自治公民館も84あるわけですから、しっかりとその体制を、その能力を引き出していただいて地域づくりに推進、邁進していただければというふうに思います。

あと、トイレの水洗化、合併浄化槽等への切りかえの部分について、補助率を上げていただくということで市長から大変いいお話をいただいて、大変ありがたいなというふうに思ったところです。あわせて、自治公民館における熱中症対策も含めてのエアコンの設置などについても……。

○**渋谷佐輔議長** 時間でございます。

○**5番 平 進介議員** ありがとうございます。そうしたことも含めまして、再度今後とよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

浅野敏明議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位2番、議席番号2番、浅野敏明議員。

(2番浅野敏明議員登壇)

○**2番 浅野敏明議員** おはようございます。

一般質問初日の2番目、長井創生の浅野敏明でございます。時間もなくなることを考えて、前置きなしで質問に移らせていただきます。

このたびは、公共施設等総合管理計画策定後の対応と、現市庁舎の利活用及び今後の道路除雪車運行管理と除雪体制について、大きく3点の質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

1番目の質問は、公共施設等総合管理計画策定後の対応についてご質問します。

全国の地方公共団体における公共施設等総合管理計画は、平成28年度までにはほぼ全てにおいて策定されました。長井市においても、平成28年11月に、長井市公共施設等整備計画を策定し、国が求める公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」とします）として位置づけられました。

国は、総合管理計画に策定指針（平成26年4月22日策定）で示している項目（維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込み、公共施設数や延べ床面積等に関する数値目標等）を記載していない地方公共団体が存在するとして、平成30年2月27日付、総財第28号、総務省自治財政局財務調査課長名で、全国の都道府県を通じて通知があった総合管理計画の策定に当たっての指針（以下「策定指針」とします）の改定を行いました。

通知の内容では、今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

策定指針では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとしています。

総合管理計画に記載すべき事項として、公共施設等の現況及び将来の見通しでは、できる限り長期間による現況及び将来の見通し・課題を客観的に把握・分析することと、建築物とイン

フラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」とします）の経費区分ごとに示すことが望ましいとしています。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針では、計画期間、全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策、現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定めることと、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などを記載することとしています。

総合管理計画策定・改定に当たっての留意事項として、公共施設等と行政サービス水準等の関係について十分に留意して検討することと、可能な限り公共施設等の実態を把握し、個別施設計画の策定に伴う点検診断の内容を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくことが適当であるとしています。

数値目標の設定とP D C Aサイクルの確立では、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できる限り数値目標を設定するなど目標の定量化に努めることと、設定した数値目標に照らして取り組みを評価し、総合管理計画の改定につなげていくなど、P D C Aサイクルの確立に努めることとしています。

また、議会や住民への十分な情報共有等を行うことと、総合管理計画の検討に当たっては、P P P、P F Iの積極的な活用を検討することや、定住自立圏形成協定の圏域においては、広域的視野をもって計画を検討することとしています。

その他の事項として、国土交通省では、インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設ごとの具体対応方針を定める個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとされているが、総合管理計画はこの行動計画に該当するものである

こと。また、公営企業分野に係る施設については、総合管理計画との整合性に留意することと、公共施設マネジメントの取り組み状況等に係る情報を総務省のホームページを参照することや、必要に応じて更新費用試算ソフト等の活用を示唆しています。

また、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていることや、固定資産台帳については毎年適切に更新することと、点検・診断や維持管理・更新の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するとともに、公共施設等の適正管理に積極的に活用することとしています。

平成28年11月に策定された長井市公共施設等整備計画では、市庁舎、学校給食共同調理場、公共複合施設などの新設や、市民文化会館や教育施設の大規模改修など、今後、大型建築事業が計画されています。既存の建築物やインフラに係る個別施設ごとの長寿命化計画は、今後、将来にわたって持続可能な市政運営に不可欠な計画だと思いますが、市長の見解を伺います。

個別施設ごとの長寿命化計画は、平成32年度まで策定することになっていますが、長井市としての取り組み状況と今後のスケジュールについて総務参事にお尋ねします。

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設ごとの具体対応方針を定める個別施設ごとの長寿命化計画策定について、国土交通省からの通知の内容と取り組み状況について建設参事にお尋ねします。

総合管理計画の策定に当たっての指針についての通知の内容と、長寿命化事業等における地方財政措置について財政課長にお尋ねします。

この項の最後になりますが、更新用試算ソフトの活用について、先日、議会運営委員会の行政視察で伺った愛媛県新居浜市を初め、多くの自治体で活用されているソフトBIMMSの概

要と導入費用について地域づくり推進課長にお尋ねします。

2番目の質問は、現市庁舎の利活用についてご質問します。

今後、国が求める公共施設等総合管理計画に位置づけられている長井市公共施設等整備計画から総合管理の実施に向けて、個別施設ごとに優先順位と費用削減目標の設定や削減実施時期、削減効果発現時期など管理計画の精緻化を示す必要がありますが、現市庁舎については、平成26年に最低限の耐震化工事が実施されていることを踏まえ、有効活用の視点でご質問いたします。

資料として配付させていただいているものは、昭和33年11月3日の長井市庁舎第一期工事落成記念資料として作成されたものです。現市庁舎は、昭和33年、1958年3月に着工し、同年11月に完成しました。設計は、旧日建設計工務株式会社、現在は株式会社日建設計で、東京タワー、東京ドーム、世界貿易センタービル、東京スカイツリーやさいたまスーパーアリーナなどの建造物を設計した日本を代表する設計コンサルタントです。また、請負業者は、株式会社戸田組、現在は戸田建設株式会社で、準大手ゼネコンであり、これまでに東京湾アクアライン、早稲田大学大隈講堂、仙台天文台など主要な建造物の工事を手がけた大手ゼネコンの一つです。

設計や施工業者とも超一流の業者に発注し、延べ建築面積約714坪、2,360平米、鉄筋コンクリート構造3階建て、請負工事費5,500万円、現在の価値に換算しますと約20億円ということになります。当時として重厚で近代的な市庁舎として建築されたものです。

現庁舎は築60年目を迎えますが、長井市の礎を築いた市役所庁舎を市の歴史的建造物として今後とも保存活用すべきだと思います。

さきの3月定例会において、五十嵐議員の一般質問の新庁舎移転後の現庁舎の利用について

の答弁で、市長は、山形工科短期大学の校舎として土木技術者を育てる学科をふやして利用したいとの答弁をしています。ぜひそのような利活用を進めていただきたいと思います。

その他の利活用として、美術館や博物館としての利活用を検討してはどうでしょうか。文化財の展示においては、文化財を保護するため、明るさの調整や温度・湿度の調整などの管理ができる施設として、また、現庁舎を少しでも当時の昭和の趣のある建造物にリニューアルすることで、文化財の展示館として再生できるのではないかと思います。川のみなと長井、旧長小第一校舎、現庁舎を経てまちなかに誘導する導線における拠点の一つとして、主要な施設になるのではないかと思います。

あわせて、地区住民の集会などができるスペースを確保してはどうでしょうか。これまで市役所庁舎は地元地区のシンボルとして、60年にわたり、地区と一体となって利用されてきました。これまでの感謝を込めて地元還元として、一角を集会所として利用できるスペースを設置してはどうでしょうか。今後も地元地区の新たなシンボルとして位置づけになるのではないかと思います。市役所移転後における現市庁舎の利活用について、市長のお考えをお伺いいたします。

3番目の質問は、今後の道路除雪車運行管理と除雪体制についてご質問いたします。

平成29年度の冬期間における道路除雪事業については、例年になく大雪で数年ぶりに豪雪対策本部も設置になり、道路除雪に係る全体事業費は約5億3,400万円となりました。

例年、長井市の道路除雪体制については、冬期間における安全で円滑な道路交通を確保するとともに、経済産業活動の停滞を抑制し、もって市民生活の安定を図ることを目的に、毎年8月から長井市道路除雪計画作成に着手し、10月に計画を策定するとともに、機械除雪委託契約

や借り上げ契約、その他の道路除雪に係る業務委託契約などを締結し、道路除雪体制を整備されてきました。今年度も間もなく降雪時期を迎えることで、建設課の建設管理係を中心に準備されていることと思います。

平成29年度の道路除雪計画の車道除雪では、消雪施設設置路線及び機械除雪が可能な路線を除雪計画路線とし、除雪実施期間は平成29年11月1日から平成30年3月31日までとし、道路機械除雪の総延長は326.5キロメートルで交通確保の優先度から道路除雪路線を第1次路線から第4次路線、歩道除雪路線に区分し、第1次・第2次路線は早朝除雪を基本として、午前7時を終了めどとしています。

除雪車の出動は、長井市除雪業務連絡協議会と連携を図り、午前1時から2時の時点で路面積雪を観測し、季節により積雪深10センチから15センチを基準として出動を判断し、連絡協議会の連絡網により各工区の運転者に連絡をとり、機械除雪を実施することとしています。

また、早朝以外でも、パトロールにより機械除雪が必要があるときは、それぞれに連絡の上、道路除雪を実施するとしています。

機械除雪体制としては、市保有の貸し付け機械として委託工区16台、借り上げ機械として借り上げ工区59台のほか、随時借り上げ工区として20台の、計95台を確保しています。

通常の降雪で午前1時から2時に観測し、除雪車の出動を判断できれば、円滑に道路除雪を行うことができると思いますが、自然が相手ですので、観測後の降雪や日中の降雪、吹雪等による吹きだまり、温度上昇によるざけ雪など、除雪担当者にとって判断が難しいことが多くあると思います。

また、除雪出動判断のおくれや間口の雪置き、吹きだまりなど、苦情や問い合わせが頻繁にあり、その対応に苦慮しているのではないかと思います。

過去においては、パトロール員が多く配置され、降雪や除雪状況を常時把握し、苦情などに対応していたころとは違い、少人数の担当職員で対応するのにご苦労されているのではないかと思います。

今後の道路除雪体制として、除雪車運行管理システム（以下「管理システム」とします）を活用した道路除雪管理を行うべきではないかと思ひます。

既に県内においては、寒河江市、新庄市、鶴岡市、尾花沢市など導入がされています。管理システムとしては、GPSの専用端末をスマートフォンとし、全除雪車両に搭載し、除雪作業中における各操作が可能で、市民誰でも自分のパソコンやスマートフォンで除雪出動の有無確認や除雪車の現在地確認ができます。

管理者としては、どこの路線を除雪しているか、午前7時までには終了していない除雪車が把握ができ、問い合わせの事務簡素化、稼働時間認定作業の省略ができます。

除雪業者としては、報告書作成や提出事務の省略化、早朝に認定稼働時間を把握することができることとなります。

管理者としてのシステムの機能としては、除雪車両の過去における移動軌跡の確認、次年度の工区分けや適切な除雪延長の設定ができ、効率的な路線選定を行うことができます。さらに除雪作業に伴う破損箇所、市民要望や苦情箇所のデータベース化を行うことができ、除雪担当者がかかわっても引き継ぎが容易にできることとなります。

先進地として管理システムを導入している寒河江市や新庄市の担当課から管理システムについて説明をお聞きする機会がありました。導入を図った効果として、この管理システムにより見える化することで、除雪に関する苦情や問い合わせが減少し、素早く対応できた。また、道路除雪を効率的に行うことができ、作業時間の

短縮や除雪経費の削減につながり、職員の負担軽減が図られたことや、ある程度の初期投資は必要ですが、経費は道路除雪経費の削減で充たでき、全体の道路除雪縮減にもつながるなどの効果が期待されます。

さらに、高齢者や障害者世帯などの災害時要援護者世帯における間口除雪の対応が円滑にできるよう、その世帯を登録することで専用端末に表示され、容易に間口除雪ができるようになったなど、管理システムにはメリットが多くあるようです。

除雪車運行管理システムは、今後の道路除雪体制には欠かせないシステムだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

新庄市における平成29年12月から導入した除雪車運行管理システムについては、山形県主催の研修会で受講されたかと思いますが、そのシステムの機能や初期導入費用、システム利用料などのランニングコストについて地域づくり推進課長に伺います。

寒河江市の除雪車運行管理システムについても、平成29年度から導入していますが、その財源は地方創生推進交付金事業として、補助率50%の財源を活用しているようです。長井市においても、地方創生推進交付金に該当できないか地方創生参事にお尋ねします。

市内各戸全ての間口除雪を道路除雪体制で行うのは不可能だと思いますが、1工区数カ所程度の要援護者などであれば、間口除雪を早朝除雪の時間内で行うのは可能だと思います。長井市における災害時要援護者の要件や各地区、旧行政単位で結構ですので、要援護者世帯の実態について福祉あんしん課長にお尋ねします。

最後になりますが、昨年度における通常の早朝道路除雪とその他の道路除雪の回数、その他の道路除雪における出動の連絡方法について建設課長にお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴

ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 浅野敏明議員のご質問にお答えいたします。

大きく3点いただきました。まず最初に、公共施設等総合管理計画策定後の対応についてということで、浅野議員からは、個別施設ごとの長寿命化計画を策定するべきではないかというご提言でございます。

長井市の第五次総合計画、ことし5年目でございますが、将来を見据え、老朽化する公共施設等のあり方について方針を整理し、市民が安心して利用できる公共施設等の計画的な整備を目指しますということでございます。残りちょうど真ん中で、あと5年あるわけでございますが、その取り組みの方針といたしまして、公共施設等の老朽化対策のため、財政状況を踏まえて公共施設等整備計画を策定し、公共施設等の耐震補強や長寿命化を図るとともに、新規整備や更新等については、機能の効率化と施設の集約化を原則として、中長期的には施設全体の総床面積を縮減していきますということを目指しております。

この方針のもと、既存の公共施設並びに現段階で各種計画等に盛り込まれている施設につきまして、議員からもありましたように、2年前の平成28年11月に公共施設等整備計画を策定いたしました。これは総務省のほうからの求めもあったということでございますが、私どもとしては財政再建を果たすことができ、ようやく平成になってからほとんど手をつけられなかった公共施設整備について、今後10年間で行っていくということ、現在そのためにもタウンミーティングをさせていただいているところで

す。少子高齢化、人口減少社会の進行によりまして、税収の減少や利用者の減少が予想される中、全ての施設を現在と同様に維持していくことは

財政の大きな負担になるということを想定できるわけです。後年度の財政負担の軽減や平準化を図り、市民サービスを低下させることなく施設整備を行っていくためには、浅野議員がおっしゃるとおり、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、公共施設等の総合的適正管理の取り組みを進めていくことは、将来の持続可能なまちづくりを進める上で非常に重要であると、必要であると考えているところです。

なお、今回、今後10年間で施設整備をするといった事業の中にも、例えば市民文化会館ですけれども、長寿命化計画というのを立てておりませんでしたので、この長寿命化計画を立てている認定をいただくことによりまして、有利な財源措置ができる。いわゆる借り入れを起こした起債について交付税措置があるということがございますので、個別施設ごとの長寿命化計画というのは、これは必須だというふうに考えているところです。

次に、2点目でございますが、現市庁舎の利活用についてということで、浅野議員からもご提案をいただきましたけれども、浅野議員からありましたように、3月の定例会では五十嵐議員からもご提言ございました。新庁舎が完成すれば、庁舎としての現在の市役所の役割を終えるものの、ただ壊してしまうには惜しい建物だと思いますし、庁舎として十分な耐震度はございませんけれども、大体、震度6程度の地震についてはすぐ倒壊するようなおそれがないように補強はしてございますので、これからも使える施設だと考えております。

いろいろご提言いただきましたけれども、一番難しいのは、多分この施設をまた使うとしたら大規模改修しなきゃいけないだろうと。内部あるいは利用に基づいて改装しなきゃいけない。その費用がまずかかるということと面積が3,000平米を超えるわけですから、複合的な活用というと維持管理費で相当お金かかってしま

うと。したがって本来であれば、いろいろ多目的に使うのはいいんですが、例えば1階を市民の皆さん自由に使えるスペースにするとか、2階は学校で使うとか、いろんな考え方あるんでしょうけども、いずれにしても大変です。どっかにすつんと任せられればいいんですよ、学校とか。そうすると維持管理費を市のほうですつと負担しなくてもいいと。ですから、これからいろんな施設をきちっと整備していくと同時に、一番心配なのは維持管理でまだまだずっとお金かかるというのがじわじわと首を絞めてくるわけですから、そののところをよくよく検討しながら、ぜひ今後議論を深めてまいりたいと。2年半後以降でないといけないわけでございますので、ぜひ引き続きご提言やら、あるいは市民の皆様からもご意見をいただきたいというふうに思っております。

最後の質問でございますが、今後の道路除雪車運行管理等、道路除雪体制についてということで、私のほうは除雪車の運行管理システムの活用についてというご提言でございます。

議員からもありましたように、この運行の管理システムについては、スマートフォンやGPSの端末を除雪車に搭載して、インターネットのサービスを利用して除雪状況を管理するシステムでございます。除雪車両の現在の位置の把握や車両の移動軌跡の表示などが可能となるため、除排雪作業状況を市のホームページ等で公開をすれば、市民も含めてですが、誰でも出動状況をパソコンや携帯で確認することができて、けさは除雪車が出動したかどうか、今どの辺を作業しているかなど把握できるようになります。事前に除雪作業における注意箇所等を入力しておけば、GPS端末を通じてアラームが鳴ってオペレーターに注意を促すシステムを搭載することも可能になっているということでございます。

そして、これらのシステムでは、GPS情報

から作業状況が自動再生できるため、目視でのタコグラフ読み取り作業が不要となることから、いわゆる除雪費用、これも見える化しますし、事務作業の効率化や移動軌跡の分析や履歴と照らし合わせることで、無駄な作業がないか、計画路線以外の作業がないか等のチェック機能により、除雪予算の削減というかどうかですけれども、適正な予算の監視が可能になるとしております。

導入費用でございますが、先行しております寒河江市と新庄市さんの話を聞きますと、寒河江市の場合、システム整備費と試験運転費を合わせて約1,750万円となり、うち50%の875万円に地方創生推進交付金を充当しているということでございますが、システムの年間契約が400万円程度、ほかにも携帯の基本料金やアプリの更新システムの修繕で費用がかかるようございます。除雪状況がわかることによりまして、市民の皆様には安心を与え、問い合わせや苦情が減ることは、市にとっても大変よいことでございますので、除雪予算の削減が可能であればこれにこしたことはありませんし、市民にとっても安心だということで、今後システムの整備費や利用料、ランニングコスト等導入について検討してまいりたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 齋藤環樹総務参事。

○**齋藤環樹総務参事** 私のほうからは、個別計画の長寿命化計画の取り組み状況とスケジュールについてお答え申し上げたいと思います。

先ほど浅野議員おっしゃいましたとおり、政府は、国と地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、インフラ長寿命化基本計画を策定し、平成32年度までのできるだけ早い時期に、個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画を策定することとしております。

長井市におきましては、平成28年11月に策定いたしました公共施設等整備計画を本市のイン

フラ長寿命化計画（行動計画）である公共施設等総合管理計画として位置づけ、計画的に施設整備を実施するものでございます。

長寿命化計画（個別施設計画）は、定期点検サイクル等を考慮の上、計画期間を設定し、個別施設の状況、例えば劣化損傷の状況や要因等のほか、その施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等対策を実施する際に考慮すべき事項等を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化し、点検診断や修繕更新、さらには更新の機会を捉えた機能転換、用途変更、複合化、集約化、廃止撤去、耐震化の必要な対策等について講ずる措置の内容や実施時期、対策費用の概算等を整理するもので、点検結果等を踏まえ、適宜計画を更新するものでございます。

それで、現在の取り組み状況とスケジュールでございますが、長寿命化計画を既に策定している計画は、同種類別の代替計画を含めまして、都市公園や市営住宅等の9計画でございます。現在のところ、今年度中に策定を予定している計画は、学校給食共同調理場など5計画で、31年度につきましては、代替計画の見直しを含めまして、道路長寿命化計画など4計画、32年度は消防施設等の1計画について個別施設計画の策定を予定しているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 私からは、国土交通省からの通知の内容とその取り組み状況についてお答えいたします。

インフラ長寿命化基本計画については、今、総務参事が申し上げたとおりでございますが、この計画の背景には、高度成長期以降に整備したインフラの急速な老朽化と、直接的には平成24年12月の中央自動車道山梨県笹子トンネルのコンクリート天井板の崩落事故があります。インフラ長寿命化計画につきましては、国の全分野で省庁ごとに策定することとされ、その行動

計画について、平成26年5月に他省庁に先駆けて国土交通省が決定しております。

さらに、その行動計画を具体的に推進する取り組みとしまして、個別施設計画を策定し、その計画を核とした定検、診断、修繕、更新のメンテナンスサイクルを、各インフラを管理、所管する者が実施することとなっております。対象施設につきましては、国土交通省的には道路から港湾、空港、鉄道等多岐にわたるわけですが、建設部門の当市が管理する施設といたしましては、橋梁、トンネルを主とした市道全般、都市公園、市営住宅、そして下水道がございません。

取り組み状況でございますが、道路につきましては、平成26年6月に長井市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、翌平成27年度より社会資本総合整備総合交付金、防災安全交付金を受け、トンネル点検・修繕とあわせ、順次事業を着手しております。

また、本議会補正予算におきまして、道路舗装個別施設計画策定業務を計上しておりまして、路面性状調査による効率的かつ効果的な舗装補修を行うべく計画策定を予定しておるところでございます。

都市公園につきましては、平成25年3月に、長井市都市公園長寿命化計画を策定し、平成29年度であやめ公園野球場及びグラウンドの改修を完了しております。今年度より松ヶ池公園のベンチ等の改修を行っております。

市営住宅につきましては、平成25年3月に長井市市営住宅等長寿命化計画を策定し、平成26年度より中道南及び今泉団地に着手し、給湯施設、屋根外壁工事を完了しております。今年度は貝崎団地に着手しておるところでございます。

公共下水道につきましては、平成27年2月に長井市公共下水道管理センター長寿命化計画を策定し、翌27年度から平成31年度完了を目標に、随時改築工事を進めている状況でございます。

以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 鈴木嗣郎財政課長。

○**鈴木嗣郎財政課長** 長寿命化に係ります地方財政措置についてお答え申し上げます。

改定されました策定指針の第3、その他の5、総合管理計画に基づく取り組みに係る財政措置の中で触れられております。公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化、複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていると記されてございます。これを踏まえまして、平成30年総務省告知第149号、平成30年地方債同意基準を見ますと、公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる地方単独事業として7事業が示されておきまして、そのうちの1つの事業として長寿命化事業が位置づけられております。起債の充当率は90%とされております。

これに対する地方財政措置につきましては、平成30年度地方財政計画におきまして、当該地方公共団体の財政力に応じて借入金の元利償還分の30%ないし50%の範囲で交付税措置がなされるというようなことでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 新野弘明地域づくり推進課長。

○**新野弘明地域づくり推進課長** 私のほうからは、2点質問いただきまして、1点目、大項目の公共施設等総合管理計画策定後の対応につきまして、(5)更新用試算ソフトの活用についてでございますけれども、質問いただきましたBIMMSの概要と導入費用でございますが、浅野議員からあったとおり、愛媛県新居浜市におきましては、一般財団法人建築保全センターがサービスを提供いたしますBIMMS、公共施設保全マネジメントシステムを利活用しております。当システムにつきましては、全国の都道府県政令指定都市で組織します営繕積算システム利用協議会と共同で開発したものでござい

て、現在は都道府県や政令指定都市のほか、地方公共団体を含め90近い団体で利用しているようでございます。

システムの概要でございますけれども、ネットワークを介し業者がサービスを提供するクラウド型のサービスでございます。施設台帳管理、エネルギーコスト管理、保全計画管理などによりまして、施設保全情報を一元的に管理しながら、施設の総合管理計画や中長期保全計画の策定などに幅広く利用されているようでございます。

費用につきましては、クラウド型のサービスでございますので、特にシステム導入費用は発生しておらず、年間のシステム利用料につきましては、施設50棟当たり8万円の価格設定でございますので、長井市の規模で仮に200棟で見積もりしますと、年間の費用、システム利用料金のほうは32万円ということでございます。

なお、システムの導入につきましては、庁内の副市長を委員長とします長井市情報化推進会議におきまして、費用対効果を確認しながら導入の可否を判断することとなります。

あと、2点目でございますけれども、大項目3の除雪車運行管理と除雪体制についての(2)除雪車運行管理システムの機能、初期導入費用、システム利用料ということでございますけれども、先ほど市長の答弁と重複いたしますので、私のほうから導入の検討状況を説明させていただきます。

ICTを活用した除排雪の効率化に向けましては、県と県内の全市町村で組織します山形県自治体ICT推進協議会のほうでワーキンググループを設置いたしまして、県と市町村共同による業務効率化の検討がスタートしております。また、このGPSの機能を使いますと、例えば市営バスの運行管理等でも使えそうだなということ考えているところでございます。なお、こちらにつきましても、庁内の情報化推進会議

に諮りまして、費用対効果を確認しながら導入を検討してまいりたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 竹田利弘総合政策課長。

○**竹田利弘地方創生参事兼総合政策課長** 私からは、道路除雪車運行管理のシステム導入に係る地方創生推進交付金の活用についてのご質問についてお答えいたします。

寒河江市では、議員ご案内のとおり、地方創生推進交付金を活用し、除雪情報管理システム業務を行っており、高齢者に思いやり除雪、スマホを活用し、作業者に対応通知として2018年1月9日付の河北新報に掲載されているほか、内閣府宇宙開発戦略推進事務局のホームページでも、準天頂衛星システムみちびきの活用事例として、除雪作業車両追跡マップのウェブサイトでの公開が取り上げております。

地方創生推進交付金は、人口減少問題に取り組むまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に寄与する事業のうち、一定の要件を満たすものに限り認められているものでございます。本市の総合戦略では、教育・子育てを軸に、人の循環、交流を強化するという大きな目標を掲げております。除雪車両運行管理システム導入が総合戦略の成果指標、いわゆるKPIに大きな影響のあることを説明できなければ、交付金の認定は考えられません。他の市町村での事例等を踏まえ、このシステム単体のみの取り組みでは交付金認定の要件を満たすことは非常に難しいと思料されますので、高齢者福祉や公共交通の確保などの観点からは検討する余地はあるのではないかと考えられるものでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 高橋正典福祉あんしん課長。

○**高橋正典福祉あんしん課長** 私からは、災害時要援護者登録の要件と登録者数についてお答え申し上げます。

要援護者の定義ですが、長井市災害時要援護者避難支援制度実施要綱では、支援を希望する

者で、その支援を受けるために必要な個人情報を地区長、民生・児童委員、社会福祉協議会、ケアマネジャー会議、避難支援者自主防災組織及び消防団並びに関係行政機関に提供することに同意をした者というふうになっており、登録制になってございます。

災害時要援護者の登録要件として主なものは、高齢者と障害者が主になるわけですがけれども、要介護認定3以上の者、75歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者、障害者手帳、体幹・上下肢1・2級、視覚・聴覚1・2級を所持する者、療育手帳Aを所持する知的障害者、精神保健福祉手帳1級を所持する者、そのほかに地区や自主防災組織等の支援が必要と認められる者というふうになっており、現在、登録されている方は、地区別に、中央地区107名、致芳地区11名、西根地区10名、平野地区9名、伊佐沢地区3名、豊田地区36名、計176名となっております。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 私から、道路除雪体制について昨年度の通常早朝除雪及びその他の道路除雪の回数についてお答えをいたします。

早朝除雪は、11月に1回、12月7回、1月17回、2月10回の、計35回でございます。そして早朝以外のその他の除雪ですが、12月は4回、1月4回、2月7回の計15回でした。

次に、その他の道路除雪における出動の連絡方法についてでございますが、除雪計画では、早朝除雪を基本としますが、パトロールを実施し、降雪、路面状況を巡視して除雪の必要があると判断したときは、速やかに除雪を実施するとしています。早朝除雪完了後、降雪が継続されている場合や、暴風雪等により市道の通行に支障が生じる場合は、職員による市内パトロールを実施し、除雪が必要な箇所の除雪担当者へ直接連絡を行い、出動していただくこととしております。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** それぞれ丁寧な答弁をありがとうございました。

時間もありませんので、3番目の除雪体制について絞って二、三質問いたします。

先ほど建設課長から答弁ありました早朝除雪以外のパトロールによる除雪の連絡体制ですけれども、それは職員で電話で連絡するのか、95台の除雪の運転者に全て建設課の担当者が全て連絡して出動するのか、そこから伺います。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** お答えをします。

連絡は電話等での連絡になりますが、担当者から直接運転者への連絡ではなくて、会社のほうの業者さんの事務所のほうに連絡をさせていただいております。

○**渋谷佐輔議長** 2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** ある程度の時間が必要になるかと思えます。

それから、昨年度の除雪体制で結構ですけども、苦情や問い合わせが結構冬期間あるんじゃないかと思えますが、こういった苦情、問い合わせが多いのか、それをお伺いします。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 苦情と問い合わせ等でやはり多いのが、まだ除雪が来ていないぞという問い合わせとか、あと除雪は終わったんだけど、雪の塊をちょっと玄関のほうに置いていかれたよとか、あと吹きだまり等で通行ができないが、出動していただけないかという、そういった、除雪はたくさんあるんですけども、主なものとしてはそんな感じです。

○**渋谷佐輔議長** 2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** 間口、玄関に特にざけ雪とりのときなんか塊が置かれて苦情等が結構あるかと思えますが、そういったときの対応はどうかされていますか。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** やはり一番最初は現場の確認ということで、職員が現場に行って状況を確認して、それで一番いい対応がどれなのかを選択しまして、機械でも取り除かなければならないような場合は、また除雪業者さんのほうに連絡をして、出てきていただくような対応しております。

○**渋谷佐輔議長** 2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** ありがとうございました。

先ほど市長からも若干説明があったわけですけども、機械除雪した後、業者から報告があるわけですけども、何時間何十分除雪した時間の、その読み取り、判断はどうかされていますか。業者からの報告時間をそのまま活用しているのか、それとも別の方法があるのか、ご質問します。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** お答えをします。

除雪終了後、作業の日報として上がってくるわけなんですけども、その除雪機械にタコメーター、タコグラフという、何時間作業をやったかというようなことがわかるようなメーターがついておりまして、その記録を業者さんが読み取りまして、それを日報として担当者のほうに持ってきて、日報はそれを確認して間違いがないかというふうなことで、除雪の費用を支払いしているということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** ありがとうございました。

12時ちょっと前ですので、これで質問を終わります。大変ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開